

江戸で火事が頻発したことは広く知られている。特に

明暦三年（一六五七）の明暦の大火（振袖火事とも）は有名である。

正月一八日・一九日の二日間に山の手三箇所から相次いで出火、風にあおられて次々と延焼し、

江戸市中の大半が罹災した。江戸城の天守閣もこの時

焼失し、死者は一〇万人におよんだと言われる。

安政二年（一八五五）一〇月二日夜に発生した地震（安

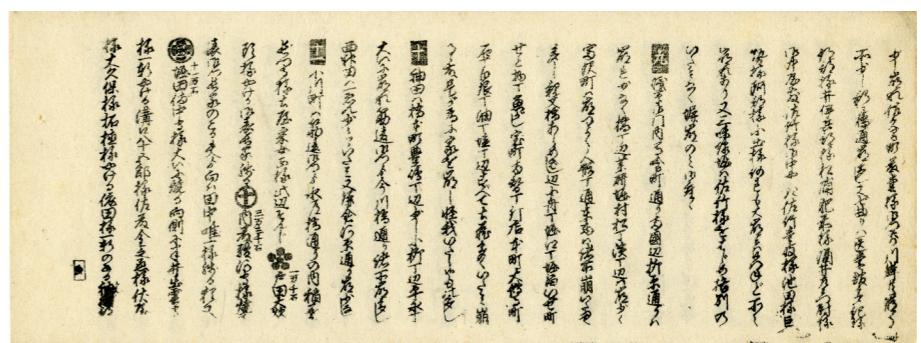
政の大地震）では、同時に江戸市中の各所で出火した。

主な火元だけでも三〇箇所にのぼり、被害を拡大した。



江戸大地震出火場所

安政の大地震による出火場所を記した瓦版。燃え上がる江戸の町の様子が描かれ、上段には被害状況などが記されている。地震後、こうした類焼場所や被害状況を記した瓦版が数多く発行された。



地震類焼場所明細書之写 安政2年 (1855)

江戸を地域毎に分け、安政の大地震による類焼場所を書き上げた史料。町方だけでなく、武家屋敷の被害についても「十一万石堀田備中守様大いに焼る」などと記されている。

江戸の火事と世田谷

江戸近郊農村であった世田谷の村々でも、江戸で火事が起これば物価や職人の手間賃が高騰した。幕府はこれに対し値下げを命じる触書を出している。

此度、江戸表火災二付、材木其外之諸色商人共、凡在々事が起これば物価や職人の手間賃が高騰した。幕府は江戸文申遣候處、追々元直段引上候由相聞へ不埒二候、早々引下ヶ成たけ下直ニ可売出候、若無謂高直ニいたし候もの有之ニおいては可為曲事者也。

（『世田谷区史料叢書』第二卷、三三八頁）

火災（文化三年に起きた大火）の復興のため、材木その他を江戸の商人が村々へ注文したところ、だんだんと値上げしているようだが不埒である。早々に値下げするように、という触書である。江戸の火事は、木材をはじめとした物資の需要を増やしたため、結果として利益を得る人々もいたようである。一方で、ちょうどこの時期に自宅玄関の修復を行おうとしていた世田谷代官大場家では、次のような問題が起きた。

（『世田谷区史料叢書』第三卷、三七九頁）

玄関屋根板ふきのつもり下地排候處、江戸大火ゆへ屋根ふき工人甚六ツケしく候間、當時かやにてかりにいたし置。（『世田谷区史料叢書』第一五巻、四二六頁）

玄関の屋根を板葺きにしようと下地を作っていたところ、江戸の大火によって屋根葺きができる職人の手配が難しくなったため、とりあえず茅葺にしたという。

江戸での火災に際して、世田谷から人足が駆り出されることもあった。

糀町辺出火有之、御上屋敷あやうく相見へ候間、早々人足指出し可被申候。

（『世田谷区史料叢書』第三卷、三七九頁）



江戸切絵図 外桜田永田町 絵図 (部分)【国立国会図書館デジタルコレクションより】

文化14年（1817）12月28日の午前4時頃、麹町から出火、西北風にあおられて周辺一帯が焼失した。彦根藩上屋敷は火元の風下にあったとみられ、延焼を防ぐため、世田谷領村々から人足が徵發された。

「御上屋敷」とは桜田門外にあつた近江国彦根藩の上屋敷（岡上部「井伊掃部頭」）のことを指す。上屋敷近辺の麹町（岡左側、内堀の半蔵御門から外堀の四谷御門に抜ける大通りに沿つた町）で出火し、上屋敷にも延焼の危険が迫つたため、人足を出すようにとの通達場合には、人手を確保するために領民が駆り出された。文政二年（一八二九）の火事では、彦根藩世田谷領の村々から四二〇人の人足が駆け付け、藩から褒美として金七両を下賜されている（『世田谷区史料』第六集、六七頁）。

第一章 近代消防の整備

維新後の消防制度の改革

警視庁令第二十六号（一部抜粋）
消防組規則施行細則左ノ通之ヲ定メ來ル五月八日ヨリ施行ス
明治二十七年五月五日 警視総監 園田安賢

消防組規則施行細則

第一条 本則は東京府郡部ニ適用ス

第二条 消防組ハ町村名若クハ大字名ヲ附ス

第三条 消防組ハ其地警察署又ハ警察分署ノ所轄トス

第四条 消防組ハ左ノ人員ヲ以テ組織ス

組頭

小頭

消防手

數部二分ツトキハ小頭以下十人乃至三十人ヲ以テ一部トス

第五条 消防手ハ年齢満十八年以上ノ男子ニシテ左ノ資格ヲ

有スルモノヲ採用ス

第六条 消防組設置区域内ニ在籍又ハ寄留ノ者

消防手凡十人二付一人

二十人乃至百人

第七条 消防手ヲ志願シ若クハ辞職セントスル者ハ組頭ヲ經

由シテ所轄警察署又ハ警察分署ニ願出ツヘシ

第八条 町村又ハ大字若クハ町村組合内ニ一箇所以上ノ火ノ見階子及半鐘ヲ設備シ担当者ヲ置キ信号ヲ報セシム

第九条 消防組ヲ設置スヘキ町村ハ其時々令ヲ以テ之ヲ定ム

第十条 消防組ノ応援区域ハ機敏ニ相応シ得ヘキ隣接ノ町村ヲ以テ限トス

第十四条 消防組ハ常ニ地利水利ノ便否ニ注意スヘシ

第十五条 消防組員ハ其職務上ニ関シ金錢物品等ヲ受ケルコトヲ得ス

トヨ得ス

第十六条 消防組員ニ左ノ器具ヲ備フ

第一項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第二項 其他器具ノ一部分ヲ増減変更スルコトアルベシ

第三項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第四項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第五項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第六項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第七項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第八項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第九項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第十項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第十一項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第十二項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第十三項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第十四項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第十五項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第十六項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第十七項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第十八項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第十九項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第二十項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第二十一項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第二十二項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第二十三項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第二十四項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

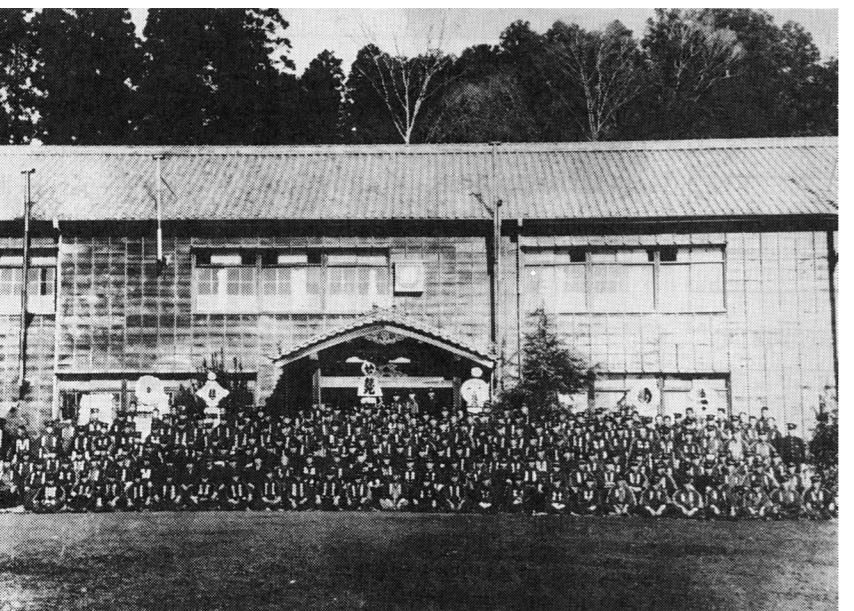
第二十五項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第二十六項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第二十七項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

第二十八項 水利ノ便否及土地ノ状況ニ依リ龍吐水ヲ以テ唧筒ニ代エ

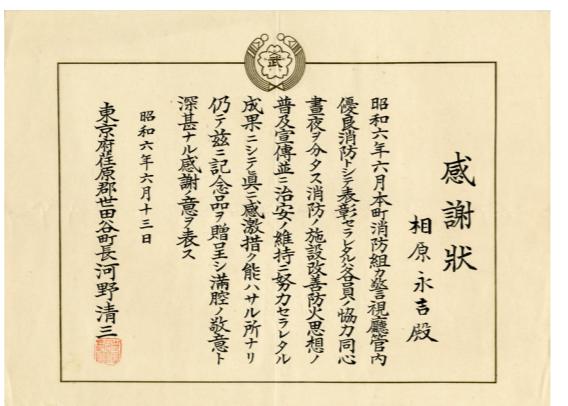
各町村の消防組



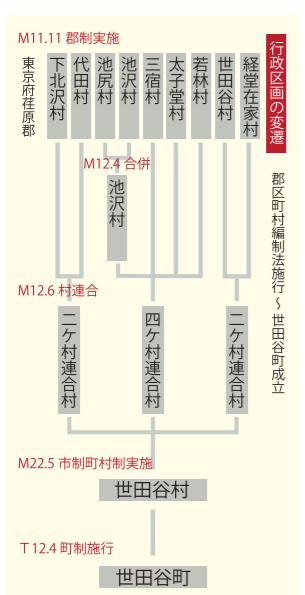
世田谷町消防組の一回 昭和初期
『世田谷の近代建築 第2輯』より



世田谷町消防組表彰・証書授与式
昭和6年6月13日 於荏原尋常小学校
『世田谷の近代建築 第2輯』より



優良消防表彰状 昭和6年(1931)6月13日
世田谷町消防組は優良消防組として警視総監より
表彰された。



明治一四年（一八八一）に最も人口の多い世田谷村を始めとして、若林村消防組、経堂在家村消防組、同一七年に代田村消防組が組織された。明治二年（一八八九）、市制町村制の制定により下北沢・代田・池尻・三宿・太子堂・若林・世田谷・経堂在家村が合併し、世田谷村となる。その後は明治二十五年（一八九二）から池尻消防組、三宿消防組、下北沢消防組、太子堂消防組、大原消防組が次々と組織され、大正二年（一九一三）に各消防組が合併し、世田谷村消防組が誕生した。

大正九年（一九二〇）、世田谷村消防組は九部・六〇四人となり、大字毎に消防組が置かれている。その後昭和五年（一九三〇）に一六部・八一四人、翌年には二〇部・七六六人となり、徐々に規模が拡大され、当時荏原郡内では最大の消防組であった。これは関東大震災後の復興事業や昭和二年（一九二七）の小田急線開通によって世田谷町の人口・戸数が急激に増加したため、従来の大字単位の消防組ではまかないきれず、新たに組織せざるを得なかつたためと思われる。

震災前の大正九年の人口一三三、〇六八人、戸数二、四六戸が、昭和五年には人口七二、四四四人、戸数一六、〇八二戸であり、人口は約五・五倍にも膨れ上がっていた。

町火消は、明治五年（一八七二）に名称を消防組と改められ、同時に組織も三九組に編成された。当時、消防事務を担当していた府兵局は東京府を六つの大区に分けて治安維持にあたつており、それに合わせて消防組もそれぞれ配置された。

明治七年（一八七四）に東京警視庁が設置され、安長きにわたつて消防は警察行政の一機構として発展した。同年、旧来の鳶人足という思想を打破すると共に、新たに消防組の規則や服務の心得を説いた「消防章程」が制定され、従来の消防のあり方から脱却を目指した。

同年、旧来の鳶人足という思想を打破すると共に、

長きにわたつて消防は警察行政の一機構として発展した。

第二章 消防署と火災

一 消防署の開設



世田谷消防署全景 昭和8年(1933)
『新築落成記念』より

昭和8年に新築された世田谷消防署

一、位置 東京市世田谷区三軒茶屋町405番地

二、構造 本館 木造洋風鉄鋼リシン塗二階建

付属家 木造平屋三棟

三、面積 敷地 1028.12m²

建坪 195.4m²

付属家 123.16m²

延坪 本館 382.18m²

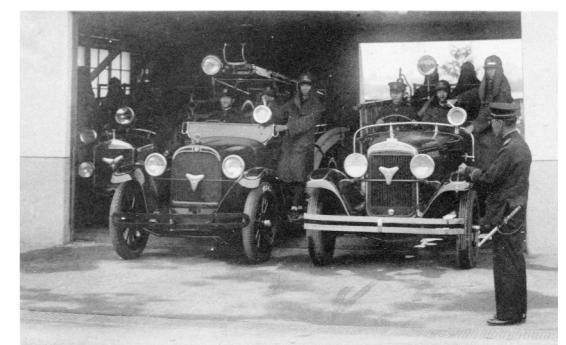
付属家 123.16m²

四、望楼 高さ 29.51 m



世田谷消防署(三軒茶屋2-1) 昭和36年(1961)

世田谷消防署は、昭和7年10月1日午前0時を以て仮庁舎(三軒茶屋46番地)で開署された。翌年に新庁舎(三軒茶屋405番地)が落成したが、目の前を走っている玉電と消防車が2回衝突事故を起こした。そのため、昭和31年(1956)に現在地へ移転した。



世田谷消防署出場演習 昭和8年
『新築落成記念』より

世田谷消防署開設
昭和七年(一九三二)一〇月一日東京市は隣接区域を合併し大東京となる。市郡合併を契機に新たに設けられた二〇区にそれぞれ消防署が開設され、同時に警視庁の管轄となつた。

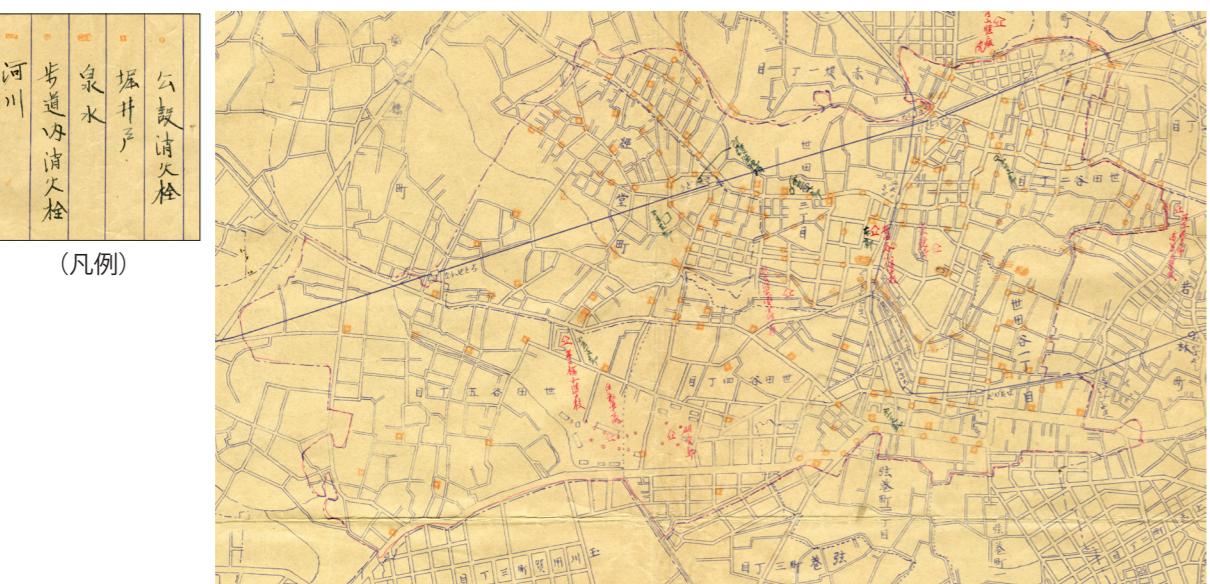
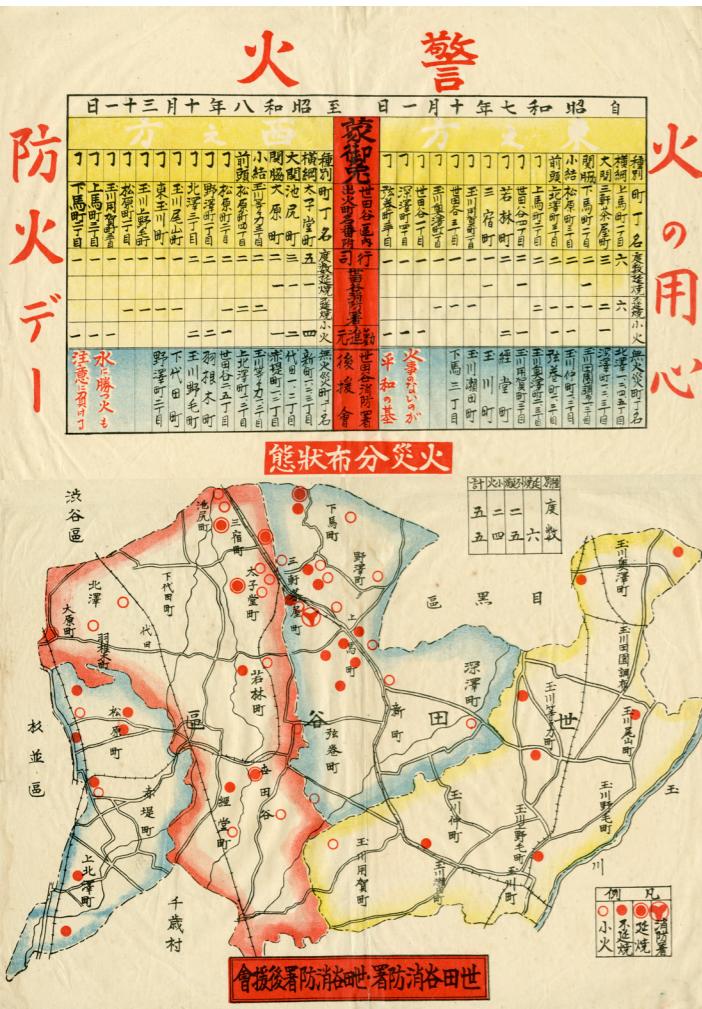
しかしながら、新設されたものの署員の大半は未教育の新任であつたり、庁舎も從来の消防組の詰所そのまま使用したり、老朽したポンプ車があるという状況で、心細いものだつた。

加えて旧市内と比べて道路、消防水利など不備な面も多く、まずは土地の状勢に応じた火防計画を立てることが急務であつた。

世田谷消防署も同様で、『世田谷消防署沿革概要』によれば、「当署ハ昭和七年十月一日大東京実現ト共ニ消防制度改正ニ伴ヒ元世田谷駒沢、松澤玉川消防組ノ配属機械器具並建物ノ引継移換ヲ受ケ、世田谷三軒茶屋町四六番地玉川電氣鐵道株式会社所有乗合バスノ十六坪ヲ仮庁舎トシ、約三丁ヲ隔テタル太子堂三五五番地先ノ望樓ヲ使用開設シ署長以下署員二十八名ヲ以テ区内十六万民衆ノ生命財産保護ノ重任ニ当レルモノナリ。」としている。

また、消防車は世田谷町消防組第七部(太子堂)と第九部(池尻)の二台を利用し、望楼も消防組が大正時代に建てたものである。

機関誌『消防』で当時の管内情勢と対策について初代世田谷消防署長の為谷一郎氏は、世田谷消防署には火災報知電話、加入電話も無く、民家においても電話を設置している所も少ないため通報が遅れる。そのため、管内通信網の整備が最も必要であると主張してい



世田谷消防署管内水利分布図〈部分〉

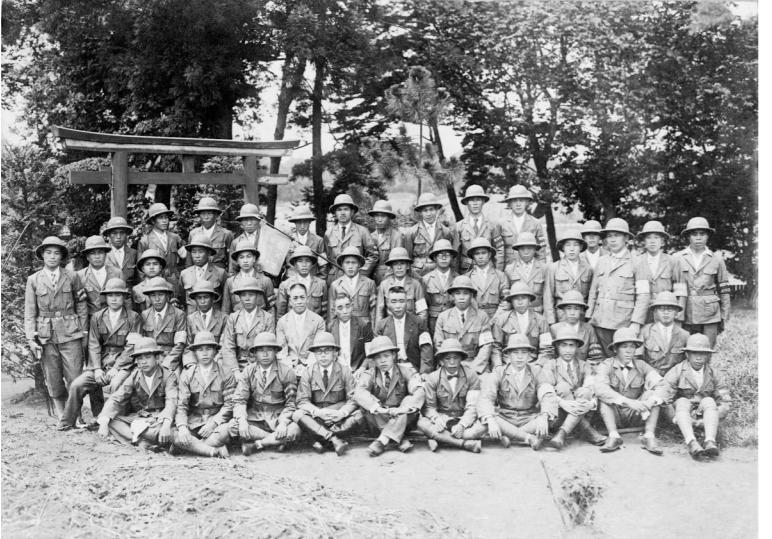
大字経堂と大字世田谷の境界を囲うように赤線が引かれ、公設消火栓、掘井戸、泉水、歩道内消火栓、河川の位置を地図上に落としている。世田谷通りや滝坂道を中心に消火栓が多く設置されていることがわかる。

腕用ポンプやガソリンポンプ自動車が使用されるようになってから、消防水利は特に重要であった。火災の時には現場に近い消防水利から水を引く必要があるが、そう多くはなかったため、後から来た消防組のポンプは、まず空いている場所を探さなければならない時もあった。

第三章 戦前戦後の消防

一 消防組の変遷

消防組、一度の解散



世田谷区防護団第二分団防火班 集合写真
於：飛羽根木稻荷社（現・松羽稻荷神社）
昭和 8年～14年（1933～1939）



防護団用消防ポンプ



世田谷区防護団八幡分団 玉川奥沢町一丁目町会記念
昭和 10年（1935）7月6日

にわけられ、これをさらに警護、警報、防火、救護などの九班に区分した。中でも消防組は防火班を中心と組み込まれ、火災防止、火災防御を任務とした。そして、八月八日に第一回関東地方防空大演習に参加したのである。防空演習は敵機が関東地方に来襲するという想定で、役所や警察など官公庁、鉄道、通信施設なども協力させ、陸・海軍の兵士を動員、一府四県にまたがって行われた。航空母艦や駆逐艦が参加し、飛行機が飛び交い、発煙筒で煙幕がはられ、夜は一切の外灯を消し、室内電灯を黒布で覆うなど、実戦ながらの大演習だった。

しかし、この防護団を結成させた規約は官公庁の申し合わせで、法的効力を持たない民間団体のため、経費も寄付により賄われるなど、経済的にも困難があった。また、統制や防護機能においても不十分な点があつたため、法制化し、國家統制の元に置くべきという意見もあり、政府内外から改組を要望されていた。

防護団を改組する際に、従来の消防組も改組するという意見が政府内部より起つた。理由は、消防組は消防組規則に則り、水火災に対する訓練を行つてきただが、日中戦争下においては従来の体制のまま置くことが不適当とされたためである。そして昭和一四年（1939）に防護団と消防組を統合させ、防空、水火消防、その他警防を任務とする警防団が結成された。



羽根木神社鳥居
(盤銘)
昭和七年十月建之
羽根木
加藤政太郎 刻

羽根木神社義勇消防碑
(裏面碑文)
昭和七年市郡合併大東京二付義勇消防ハ九月三十日ヲ以テ解散セリ、當時世田谷町消防組ニ属スル當第十三部組員ハ之ヲ紀念シ稻荷両社並ニ御嶽神社ニ鳥居壹基ツヅクヲ建納セリ
顧問 芹沢新兵衛 部長 宇田川 長次郎（外三九名）
昭和7年の消防組解散を紀念して建てられた。稻荷社両社は「北原の稻荷」と呼ばれた羽根木神社と、かつて飛羽根木にあった稻荷神社（現松羽稻荷）を指す。



松沢消防組第一部改組記念
奉納扁額
昭和 14年（1939）9月
菅原神社蔵



この頃、日本は満州事変を契機として、日中戦争、そして太平洋戦争へ突入していく時代でもある。昭和五年（1930）、東京府、東京市、警視庁、東京警備司令部及び東京憲兵隊が協議し、災害や空襲などの非常対策として「東京非常災害要務規約」を制定した。この規約によって、東京市長を團長とする東京連合防護団が編成され、その下に行政区画毎に防護団が置かれた。

世田谷では、昭和八年（1933）八月八日に実施された第一回関東地方防空大演習を契機に防護団が結成された。同年六月一二日に世田谷区防空防護団に関する協議会が開催され、翌月の七月二三日に防護団の発団式が荏原小学校の校庭で挙行された。区長を團長に、在郷軍人、男女青年団体、消防組員、愛国・国防婦人会、その他有志から構成され、六分団、五〇〇〇人が入団した。区防護団は村を単位として分団が支給された。

東京市の市郡合併により世田谷消防署が開設する、消防組は市郡合併の前日、昭和七年（1932）九月三〇日を以て解散となつた。しかし、世田谷消防署に配置された署員は、わずか二八名、対して区内は約一五五、〇〇〇人であり、署員一人あたり約六〇〇人強の区民の命を守らなければならなかつた。到底署員だけでは区内全域を対応することは出来ず、従来の消防組は縮小、再編成され、引き続き二五四名が活動した。彼らの役割は、新たに設置された機関員派出所に詰め、五人一組となつて輪番で夜警をすることが活動した。当時の手当は一月あたり七五銭、火災に出席すると二五銭、火掛（消火活動）をすると五〇銭が支給された。